

後期高齢者医療保険・加入者へのお知らせ

後期高齢者医療保険料決定
通知書を送付しました

平成24年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、13日に加入者の皆さんに発送しました。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）のどちらかです。送付された通知書をご確認ください。また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。
なお、後期高齢者医療保険加入者で通知書が届かない場合は、税務課市民国保税班にご連絡ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。口座振

替に変更することで、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

保険料率の改正

平成24年度から後期高齢者医療制度の保険料が変わりました。所得が一定以下の世帯に適用される保険料の軽減措置については、平成23年度と同じ割合で継続されます。

| | 平成23年度まで | 平成24年度から |
|------|----------|----------|
| 均等割額 | 38,925円 | 39,710円 |
| 所得割額 | 7.18% | 8.07% |

均等割額とは？→県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
所得割額とは？→加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

平成24年度 保険料の軽減措置について

★均等割額の軽減

| 世帯主及び被保険者の総所得金額が 下記基準を超えない世帯 | 軽減割合 | 均等割額 |
|--|------|---------|
| 基礎控除額（33万円） | 8.5割 | 5,956円 |
| 被保険者全員の年金収入が80万円以下で、 その他各所得がない | 9割 | 3,971円 |
| 基礎控除額（33万円）+24万5千円 ×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く） | 5割 | 19,855円 |
| 基礎控除額（33万円）+35万円 ×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く） | 2割 | 31,768円 |

所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、左表のとおり軽減されます。



★所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

| 被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後） | 軽減割合 |
|-------------------------------------|------|
| 58万円以下 ※年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下 | 5割 |



★職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療加入前日に、職場健康保険等の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。

| 該当する方の条件 | 軽減割合 | 均等割額 |
|------------------------------------|------|--------|
| 後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方 | 9割 | 3,971円 |



個人ごとの保険料の決めかた



※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円。
※保険料額の賦課限度額（上限）は、55万円です。

保険証の詐取にご注意を！
他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。
「保険証の更新時期なので古い保険証を回収にきました。新しい保険証を後日郵送します。」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

●保険料関係の問合せ先
税務課市民国保税班
☎43・7505

●保険料の申請窓口
（象潟庁舎）
税務課市民国保税班
（金浦庁舎）
金浦市民SC
（仁賀保庁舎）
仁賀保市民SC